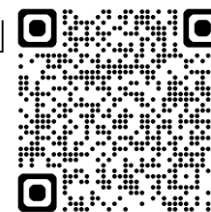


「いい農業にしよう運動」
についてはこちら→



プラスチックゴミ等の廃棄物は、 資格のある業者に委託して処分しましょう

◇農業生産活動による廃棄物は、地域のルールや法令を遵守して処理する必要があります。

【チェックリスト】

- ☐ プラスチックゴミや農薬の空容器等と一般ゴミは分別して保管する。
- ☐ 廃棄物の処理は地域で処理方法のルールがある場合、それに従って処理する。
- ☐ プラスチックゴミや農薬の空容器等は、資格のある産業廃棄物処理業者や J A 等に処理を委託する。
- ☐ 産業廃棄物処理業者に委託した場合、契約書や産業廃棄物管理票(マニフェスト)を 5 年間保管する。
- ☐ 委託状況を翌年 6 月 30 日までに管轄の環境管理事務所※へ提出する。

※さいたま市、川越市、川口市、越谷市は市の担当課が窓口



まずは分別しましょう！

上記はS-GAP取組項目の1つです。

S-GAP認証の取得にご興味がある方は下記にご連絡ください。

大里農林振興センター 管理部 地域支援担当 048-523-2812